

お知らせ

記者発表資料 | 令和2年10月2日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、粗雑に業務を履行した下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1

2. 指名停止措置期間

令和2年10月2日 ～ 令和2年11月1日 (1カ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、平成27年7月に出雲河川事務所と契約締結した「斐伊川水系浸水想定区域図作成業務」にて作成した斐伊川水系の浸水想定区域図において、浸水した場合に想定される区域と浸水深に誤りを生じたもの。

原因は、計算プログラムに誤りがあったことによる。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第2号>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事)	
2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

082-511-6063（直通）：平日・昼間

総務部 契約課長

やまね たかゆき
山根 孝幸（内線2511）

◎総務部 契約課長補佐

ささき はじめ
佐々木 一（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

契約管理官

にいばやし けんじ
新林 健二（内線130）

◎総務部 経理調達課長補佐

おくぼ ひろふさ
尾久保 裕亮（内線132）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

かとう こうじ
加藤 浩士（内線2117）

企画部 環境調整官

ごとう としひさ
後藤 寿久（内線3114）